

平成
30
年度の

制度改革のお知らせ

平成30年4月から

入院時の食費負担額が引き上げられました

入院と在宅療養の負担の公平を図る観点から、平成28年4月より食材費相当額に加えて調理費相当額を段階的に負担することになり、平成30年4月からは1食当たり460円になりました。

	平成28年4月1日から 平成30年3月31日まで		平成30年4月1日から
一般	360円※（食材費＋調理費）	引き上げ	460円※ （食材費＋調理費100円増）
低所得Ⅱ 住民税非課税	210円		210円
過去1年間の入院日数が90日を超えている場合	160円		160円
低所得Ⅰ 住民税非課税で所得が一定以下（70歳以上）	100円		100円

※指定難病、小児慢性特定疾病患者は260円。

65歳以上の入院時居住費負担額が引き上げられました

医療療養病床に入院している65歳以上の患者の居住費（光熱水費相当）が段階的に引き上げられることになり、平成29年10月から医療区分Ⅰ（医療の必要性が低い）は1日当たり370円に、医療区分Ⅱ・Ⅲ（医療の必要性が高い）は新たに200円負担することになりました。平成30年4月からは医療区分Ⅱ・Ⅲが370円に引き上げられました。

	平成29年10月から 平成30年3月31日まで		平成30年4月1日から
医療の必要性の低い人（医療区分Ⅰ）	370円		370円
医療の必要性の高い人（医療区分Ⅱ・Ⅲ）	200円※	引き上げ	370円※

※指定難病患者は居住費の負担はありません。

4月からの入院時の食事療養・生活療養標準負担額一覧（青字は平成30年4月からの変更額）

		医療療養病床		一般病床
		医療区分Ⅰ	医療区分Ⅱ、Ⅲ	
65歳未満	一般	食費 460円/食		
	低所得	食費 210円/食 ^{※1}		
65歳以上	一般	食費 460円/食 居住費 370円/日	食費 460円/食 ^{※2} 居住費 370円/日	食費 460円/食
	低所得Ⅱ 住民税非課税	食費 210円/食 居住費 370円/日	食費 210円/食 ^{※1} 居住費 370円/日	食費 210円/食 ^{※1}
	低所得Ⅰ 住民税非課税で所得が一定以下 (70歳以上)	食費 130円/食 ^{※3} 居住費 370円/日 ^{※3}	食費 100円/食 居住費 370円/日 ^{※3}	食費 100円/食

指定難病患者は、食費負担（一般は260円/食）のみで、居住費の負担はありません。

※1 入院日数が90日を超えると1食160円。

※2 管理栄養士または栄養士による適時・適量の食事の提供等が基準を満たさない場合は1食420円。

※3 高齢福祉年金を受給している場合等は1食100円、居住費の負担はありません。

介護納付金の算出に総報酬割が導入されています

介護納付金は、従来は、加入者数に応じて負担する「加入者割」で算出されていましたが、平成29年8月から、

総報酬割の比率	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
	1/2	3/4	全面

報酬水準に応じて負担する「総報酬割」が導入されました。30年度は29年8月以降と変わらず、介護納付金の1/2を総報酬割とし、31年度に3/4、32年度には全面総報酬割となります。報酬水準が高めの健保組合では介護納付金の負担が増えていく見通しです。